

- 前回（平成28・29年度）の入札参加資格審査申請受付時からの主な変更点

<全ての方>

- ① 前回までの申請でご提出いただいていた「誓約書」については、様式1に一体化しましたので**廃止**します。
また、経営事項審査の基となる所得税、法人税、消費税のいずれかの「**確定申告書等の写し**」についても**今回の申請から提出不要**とします。
- ② 「**県税に滞納がない証明書**」、「**消費税及び地方消費税に滞納がない証明書**」については、従来は「11月1日以降発行のもの」としていましたが、今回の申請からは「**発行後3ヶ月以内のもの**」に変更します。

<土木一式、建築一式、舗装の業種を希望される方>

総評定点算定基準の主観点要素判定基準において、「入札参加資格審査申請時点前2年間に、土木施工管理技士等の資格を新たに取得した者がいる場合」に評価点を加点する項目が追加されたことに伴い、申請要領の提出書類の項目を追加しています。詳しくは申請要領の「提出が必要な書類」の提出書類番号17を参照してください。

<その他（解体、撤去工事）の業種を希望される方>

「解体工事」の許可を保有せず、「とび、土工、コンクリート工事」の許可のみを有している方は当該業種の登録が平成31年5月31日までとなります。

~~ただし、来年度の入札参加資格審査申請の追加受付期間までに「解体工事」の許可を取得し、経審総合評定値通知書の「解体」の平均完成工事高に1以上の数字が計上されていれば、引き続き平成31年6月1日以降も登録されます。（確認手続きの詳細は来年度の追加受付の入札参加資格審査申請要領と併せて公表します。）~~ →訂正

ただし、平成31年5月31日までに「解体工事」の業許可を取得した場合は、引き続き平成31年6月1日以降も登録されます。（平成31年6月1日に許可の保有が確認できない場合は登録を取消します。）

<建設工事（県内本店）と土木施設除草業務の両方の入札参加資格申請をされる方>

様式1の「土木施設除草業務の登録希望」欄で「有」に○をつけて提出することにより同時申請ができますので、別途「土木施設除草業務入札参加資格審査申請書」及びその添付書類を提出いただく必要がなくなります。

ただし、希望する業種で「土木一式」を申請した者については、「土木施設除草業務」の入札参加資格との重複登録はできません。

奈良県建設工事入札参加資格審査申請要領

(通常受付分 県内本店業者用)

奈良県

平成30・31年度において、奈良県（知事部局・教育委員会・水道局・各公社・警察本部）が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する方は下記書類を提出してください。

なお、この要領に基づき「土木一式」を申請した者については、「土木施設除草業務」の入札参加資格との重複登録はできません。

※本申請における競争入札参加資格の有効期間は、平成30年6月1日から平成32年5月31日までとします。

※資格審査結果については、ホームページ (<http://www.pref.nara.jp/4331.htm>) (検索サイトで「奈良県建設工事入札参加資格」と入力し、検索結果からアクセスすることもできます。) で平成30年6月1日に掲載予定の「平成30年度奈良県入札参加資格業者名簿」でご確認ください。

県土マネジメント部、まちづくり推進局、農林部、水道局（当該部局の出先機関を含む）が発注するすべての建設工事及び建設工事に関連する委託業務は、電子入札により入札を行うこととなっております。

電子入札についての URL (<http://www.pref.nara.jp/10553.htm>)

公共工事等に関する電子入札の登録がお済みでない方は、「公共工事等電子入札利用者情報申請書」を別途提出のうえ、手続きを進めてください。

利用者登録についての URL

(<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?itemid=153106&preview=42219>)

検索サイトで「奈良県電子入札ポータルサイト」と入力し、検索結果からアクセスすることも可能です。

電子入札に関するお問い合わせ先：奈良県県土マネジメント部
建設業・契約管理課入札契約係
TEL:0742-27-7486

当申請についてのお問い合わせ先
奈良県県土マネジメント部
建設業・契約管理課公共工事契約管理係
TEL:0742-27-7425
FAX:0742-27-5313

県 内 業 者	
申請資格	<p>○申請日現在において建設業法第3条第1項に規定する「本店」を奈良県内に置く者。</p> <p>○平成28年10月1日から平成29年9月30日までの期間を審査基準日（決算日）とする経営事項審査（以下「経審」という。）を受けている者。（承継等のため、審査基準日がこの期間以降となる場合には、この申請までに経審の申請が奈良県建設業・契約管理課において受理されていること。）</p>
欠格要件	<p>○以下の事項に該当する方は、入札参加資格を得ることができません。</p> <p>①成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>②建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月10日奈良県告示第427号）第6条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者</p> <p>③営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者</p> <p>④直前2年の事業年度において、営業実績を有していない者</p> <p>⑤県税を完納していない者</p> <p>⑥消費税及び地方消費税を完納していない者</p> <p>⑦次のいずれかに該当する事由があると認められる者</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。</p> <p style="margin-left: 2em;">エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。</p> <p style="margin-left: 2em;">オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。</p> <p>⑧法第32条第1項各号に掲げる者</p> <p>⑨<u>雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険のいずれかに加入していない者（各保険について法令で適用が除外されている場合を除く）</u></p> <p>⑩本申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者</p>
申請業種	<p>○6業種以内（別紙「平成30・31年度入札参加資格審査申請の工事種別について」及び「申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧」・「申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧（その他）」を参照のうえ、それに記載の申請工事種別の中から申請してください。）。</p> <p>○ただし、<u>技術職員が1人以上いる業種（土木一式、建築一式、舗装については2人以上）</u>であつて、経審の総合評定値通知書（承継等を行った場合でこ</p>

	<p>の期間の審査基準日の経審がない場合には、この期間以降で直近のもの。以下「経審総合評定値通知書」という。)に<u>平均完成工事高がある業種</u>に限ります。</p> <p>※「とび、土工、コンクリート工事」の許可に対応した業種を申請する場合は、経審総合評定値通知書の「とび・土工・コンクリート」の平均完成工事高に1以上の数字が計上されていることが必要です。(「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の平均完成工事高の数字は関係ありません。)</p> <p>○その他(解体、撤去工事)の登録を申請する方で「解体工事」の許可を保有せず、「とび、土工、コンクリート工事」の許可のみを有している方は当該業種の登録が平成31年5月31日までとなります。ただし、平成31年5月31日までに「解体工事」の業許可を取得した場合は、引き続き平成31年6月1日以降も登録されます。(平成31年6月1日に許可の保有が確認できない場合は登録を取消します。)</p>
申請方法	○ <u>持参</u> に限ります(申請内容について説明できる方が持参してください。)
受付場所 受付期間	<p>○奈良県中小企業会館(奈良市登大路町38-1)4F会議室(2)での受付 平成29年12月1日、5日、7日、19日、21日、25日 平成30年1月9日、11日、16日、18日、1月29日～2月2日</p> <p>※ 奈良県中小企業会館には駐車場スペースがございませんので、公共交通機関をご利用いただくか、周辺の有料駐車場をご利用ください。</p> <p>○中和土木事務所(入札室1)での受付 平成30年 1月23日(火)～平成30年 1月26日(金)</p> <p>○高田土木事務所(入札室)での受付 平成30年 2月13日(火)～平成30年 2月16日(金)</p> <p>※本店の所在地にかかわらず、どちらの受付場所でも申請することができます。 (例えば、大和高田市内に本店を有する方が県庁や中和土木事務所で申請することも可)</p>
受付時間	午前9時30分～午前11時30分/午後1時30分～午後4時00分 (最終入室時間は受付終了の5分前まで)

提出が必要な書類（県内本店建設業者用）

○ 全ての方

提出書類番号	提出書類
1 必須	<p>一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事（県内本店） 土木施設除草業務入札参加資格審査申請書（様式1）</p> <p style="text-align: right;">＜2部（うち1部は写し可）＞</p>
2 必須	<p><u>県税に滞納がない証明書（原本に限る。）（発行後3ヶ月以内のもの）</u> （未納がない証明書でも可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書の交付申請に際しては申請者の本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証など）を持参してください。 ・交付申請手続きの詳細については、各県税事務所にお問い合わせください。
3 必須	<p><u>消費税及び地方消費税に未納がない証明書</u>（国税通則法施行規則別紙第8号様式その3（その3の2、その3の3でも可。）（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写し可。免税業者であっても要提出。 ・交付申請手続きの詳細については、管轄の税務署にお問い合わせください。
4 必須	<p>経審総合評定値通知書の写し （入札参加資格審査申請日までに経審を申請中で、通知書が届いていない場合は、申請書提出時には建設業・契約管理課の受付印が押された経審の「受付票」の写しと「経営規模等評価申請書」（様式第二十五号の十一）の写しを添付し、後日通知書が届き次第、写しを当該あて郵送してください。）</p>
5 必須	<p>経審総合評定値通知書の基礎となった「技術職員名簿【20005帳票】」の写し＜2部＞（奈良県知事許可業者については、建設業・契約管理課の受付印があるものに限り。以下同じ。）</p> <p>技術職員名簿記載の職員のうち入札参加資格申請時点までに退職した者がある場合は、その者の氏名を赤字二重線で消してください。</p> <p>※ 土木一式、建築一式、舗装のいずれかの業種を希望される方は、技術職員名簿記載の職員のうち業種コードが01又は13のいずれかになっている「基幹技能者」について、元になる資格が確認できる書類（監理技術者資格者証の写し又は合格証明書等の写し）を提出してください。</p>
6 該当のみ	<p>上記4の経審結果（資本金、許可の種別及び社会保険等の加入状況）に変更が生じた場合には次の書類を提出してください。</p> <p>※変更がない場合、格付け等に影響を及ぼさない変更の場合には提出する必要はありません。</p> <p>＜提出書類＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経審結果変更事項届（様式2） ○添付書類（詳細は様式2下部を参照してください。）
7 （様式2の添付書類）	<p>社会保険等適用除外誓約書（様式2-2）</p>

○ 土木一式、建築一式、舗装のいずれかの業種を希望される方

提出書類番号	提出書類
提示書類(必須)	<p>上記提出書類4の経審の基となる決算変更届（土木事務所受付印のあるもの）</p> <p>※ 必ずご持参ください。内容確認後返却します。</p>
8 該当のみ	<p><u>土木一式、建築一式、舗装</u>のいずれかの業種を希望される方で、以下の①又は②に該当する場合には、次の書類を提出してください。ただし、以下の②の場合は、提出書類に記載されている雇用確認書類は不要ですが、対象者について上記5の技術職員名簿にラインマーカーを引いてください。</p> <p>①入札参加資格申請日以前3か月以上常時雇用している技術職員がいるにもかかわらず、経審では審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用が必要なため経審の技術職員名簿に記載されていない場合</p> <p>②経審の審査基準日及び入札参加資格申請時点において直接的・恒常的雇用関係のある技術職員が資格を保有しているにもかかわらず、経審では2業種までの申請となるためその資格が経審の技術職員名簿に記載されていない場合</p> <p>※入札参加資格者名簿に登録を希望する業種に係る経審総合評定値通知書の技術職員数が「2」未満となっている場合は、必ず次の書類を提出してください（ただし、経審総合評定値通知書の完成工事高が「0」の業種についての入札参加資格を得ることができません。）。</p> <p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ○技術者資格確認書（格付基準確認用）（様式3） ○当該資格を保有していることが確認できる書類（監理技術者資格者証の写し、合格証明書等の写し又は実務経歴証明書） ○雇用確認書類（下記1～4にそれぞれ該当する書類①及び②） <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会保険・雇用保険加入者 <ol style="list-style-type: none"> ①（社会保険）標準報酬決定通知書（写し） ②（雇用保険）事業所別被保険者台帳照会（写し） 2. 社会保険加入者（雇用保険適用除外） <ol style="list-style-type: none"> ①（社会保険）標準報酬決定通知書（写し） ②（社会保険）健康保険被保険者証（写し） 3. 雇用保険加入者（社会保険適用除外） <ol style="list-style-type: none"> ①国民健康保険被保険者証（写し） ②（雇用保険）事業所別被保険者台帳照会（写し） 4. 社会保険、雇用保険適用除外者 <ol style="list-style-type: none"> ①国民健康保険被保険者証（写し）又は後期高齢者医療被保険者証（写し） ②入札参加資格申請日から3ヶ月以上の勤務状況確認書類（給与台帳、出勤簿等）（写し）（個人事業主及び同居の親族並びに法人の役員の場合は不要） <p>※技術者が退職したが、退職の日から2か月以内に、該当格付要件を満たす資格を持った技術者を新たに雇い入れた場合、退職者の退職年月日が確認できる書類（雇用保険喪失届け等の写し）、新たに雇用された技術者の雇用開始日がわかる</p>

	書類、並びに新たに雇用された技術者の資格が確認できる書類も併せて提出してください。
9 該当のみ	<p>国土交通大臣の特別認定を受けている者がいる場合は、その技術者も格付けに際しては、その業種に限り認定された等級の技術者として取り扱うので、次の書類を提出してください。（主観的要素判定基準の技術職員数の項目においても評定点加算の対象となります。）</p> <p>ア 国土交通大臣認定書の写し イ 監理技術者資格者証の写し</p> <p>※国土交通大臣の特別認定を受けている者とは、指定建設業について1級等の国家資格者と同等以上の能力を有すると認定された者をいいます。</p>
10 該当のみ	<p>常用労働者である障害者を雇用している場合</p> <p>常用労働者（平成30年4月1日現在で勤務1年以上となる者）である障害者を雇用している場合には、当該障害者に係る次の書類を提出してください。また、法律により、障害者雇用状況報告書の提出が義務づけられている場合には、その報告書の写しも併せて提出してください。</p> <p>ア. 障害者であることが確認できる書類の写し（「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」等） イ. 雇用保険の加入を確認できる書類（発行後3ヶ月以内のもの。事業所別被保険者台帳照会）の写し ウ. 健康保険及び厚生年金保険の加入を確認できる書類（標準報酬額決定通知書等）の写し エ. 本人の同意書の原本</p> <p>なお、雇用保険等に加入義務のない場合には、経審申請の際の技術者の在籍確認と同様の書類を提出してください。</p>
11 該当のみ	<p>CPDS・CPD</p> <p>経審総合評定値通知書の基礎となった「技術職員名簿（上記5）」に記載されている者（入札参加資格申請時点で在籍している者に限る。）に係る「学習履歴証明書（（一社）全国土木施工管理技士会連合会（東京都千代田区五番町6-2 ホームマートホライズンビル1F TEL:03-3262-7438）が発行したもの。平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間に受講したものに限る。）」の写し並びに「CPD実績証明書及びCPD個人実績表（建築CPD運営会議及び建築CPD運営会議に参加する団体（（一社）奈良県建築士会等）のうち1団体が発行したもの。平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間に受講したものに限る。）」の写しを提出してください。</p>
12 該当のみ	<p>緊急維持業務・雪寒対策業務</p> <p>緊急維持業務又は雪寒対策業務に係る奈良県の土木事務所を相手方とする契約において、その契約日が平成28年1月1日から平成29年12月31日までの間となる契約書（約款は不要）の写しを提出してください。</p>
13 該当のみ	<p>表彰等</p> <p>（1）平成28年1月1日から平成29年12月31日までの期間に、建設業界の発展に貢献したこと等により、叙勲又は褒章を受けた者及びその者が代表する法人、並びに国土交通大臣等又は奈良県知事の表彰を受けた法人若しくは個人については、その表彰状の写し。</p> <p>（2）平成28年1月1日から平成29年12月31日までの期間に、奈良県発注工事において、工事成績が優秀で奈良県から表彰を受けた場合はその表彰状の写し。</p>

<p>14 該当のみ</p>	<p>暴力団排除</p> <p>公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習に係る受講修了書（会社の代表者（例えば、法人における代表取締役）が受講したもので、かつ、平成26年1月1日から平成30年3月31日までの間に奈良県公安委員会が発行したものに限り。以下同じ。）の写しを提出してください。</p> <p>不当要求防止責任者講習に係る受講修了書を紛失した場合は、受講修了書紛失届を提出してください。</p> <p>不当要求防止責任者講習を受講している者で以下の①から③までのいずれかに該当する場合には、当該講習の受講者が入札参加資格申請者の代表者であることが確認できる資料（商業登記簿の写し等）を提出してください。</p> <p>①当該講習を受講した者と入札参加資格審査申請時における代表者とが異なる場合</p> <p>②会社の代表取締役の数が複数であり、当該講習を受講した者と建設業許可における代表者とが異なる場合</p> <p>③当該講習を受講した者が複数の法人等の代表者であり、当該講習の受講修了証において入札参加資格申請を行った者の商号が確認できない場合</p>
<p>15 該当のみ</p>	<p>労働福祉の状況</p> <p>退職一時金制度と企業年金制度について、下記（1）と（2）のいずれにも該当する方（入札参加資格審査申請日時点）は当該事項が確認できる書類を提出してください。</p> <p>（1）退職一時金</p> <p>下記のうちいずれかに該当する場合</p> <p>①労働協約・就業規則に退職手当の規定がある</p> <p>②中小企業退職金共済制度へ加入している</p> <p>③特定退職金共済制度へ加入している</p> <p>（2）企業年金</p> <p>下記のうちいずれかに該当する場合</p> <p>①厚生年金基金に加入している</p> <p>②確定給付企業年金制度を導入している</p> <p>③確定拠出年金制度を導入している</p>
<p>16 該当のみ</p>	<p>災害協定</p> <p>（1）入札参加資格申請時点において奈良県と災害協定を締結している団体の会員となっている方は、災害協定を締結している団体が発行した書類（団体の会員であることが確認できるもの）の写しを提出してください。</p> <p>（2）平成28年1月1日から平成29年12月31日までの間において、奈良県との災害協定に基づき災害時（鳥インフルエンザ・口蹄疫等の家畜伝染病を含む。）に対応した場合は、その対応に係る契約書（元請においては奈良県を相手方とするもの。下請においては県と契約を締結した元請との契約書等。）の写し（頭書のみ）又は（1）の団体が発行した活動証明書の写しを提出してください。</p>
<p>17 該当のみ</p>	<p>資格取得</p> <p>上記5の「技術職員名簿」に記載されていて申請日時点に在職している者（以下、「評価対象者」という。）のうち、入札参加資格審査申請時点前2年間に土木施工管理技士等（「1級（2級）土木施工管理技士、1級（2級）建設機械施工技士、1級（2級）建築施工管理技士、1級（2級）建築士」をいう。以下同じ。）の資格を新たに取得した者がいる場合は、「技術職員名簿」の氏名の右横に○印と性別を記載し、当該資格取得者の性別が確認できる公的書類（健康保険証等）の写しと</p>

	<p>当該資格を保有していることが確認できる書類（合格証明書等）の写しを提出してください。</p> <p>ただし、評価対象者が10名を超えていて、資格取得者数が2名未満の場合は技術職員名簿への記載及び資格を保有していることが確認できる書類の提出は不要です。</p> <p>なお、申請日以降、平成30年2月28日までに評価対象者が土木施工管理技士等の資格を新たに取得したことにより今回の申請での加点を希望する場合は、上記5の「技術職員名簿」の氏名の横に○印と性別を記載し、当該資格取得者の性別が確認できる公的書類（健康保険証等）の写しと当該資格を保有していることが確認できる書類（合格証明書等）の写しを添付して差し替えを当課あて郵送してください。</p> <p><u>※今回の申請で加点対象となったものについては、次回の通常受付の申請においては加点対象にはなりません。</u></p>
18 該当のみ	<p>奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録</p> <p>入札参加資格審査申請時点において、奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録をしている方は、奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し（発行後3年以内のもの）を提出してください。</p> <p>※奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の詳細については、雇用労政課のホームページをご覧ください。</p>
19 該当のみ	<p>保護観察対象者等の雇用、協力雇用主登録</p> <p>平成28年1月1日から平成29年12月31日までの間において保護観察の対象者又は更生緊急保護の対象者を雇用している方、又は入札参加資格審査申請時点において、協力雇用主登録をしている方は、保護観察対象者等雇用に関する証明書（様式4）（協力雇用主登録のみの証明の場合は発行後3ヶ月以内のもの）を提出してください（奈良保護観察所長印のあるものに限ります。）。</p> <p>※奈良保護観察所への証明依頼方法については様式4下部を参照してください。</p>
20 該当のみ	<p>建設業労働災害防止協会</p> <p>入札参加資格審査申請時点において、建設業労働災害防止協会に加入している方は、建設業労働災害防止協会奈良県支部が発行する会員証明書の写し（H29.11.1以降のもの）を提出してください。</p>
21 該当のみ	<p>舗装A等級を希望される方は次の書類を必ず提出してください。</p> <p>○「舗装施工管理技術者」の資格が確認できる書類（資格者証の写し又は合格通知書の写し）</p> <p>○（上記5の技術職員名簿のみで在籍していること又は資格を保有していることが確認できない場合）技術者の資格確認ができる書類（監理技術者資格者証の写し、合格証明書等の写し等その内容が確認できる書類のいずれか1つ）</p>

○ 提出部数

1部（様式1及び上記5の「技術職員名簿」の写しは2部）

（様式1のうち1部（写し可）は受付印押印後返却します。）

※提出書類は日本工業規格A4判とし、1から21まで順に書類を並べて**クリップ綴じ又はひも綴じ**してください。（ファイル綴じはしないでください。）

※6～21は該当する方のみ提出してください。

○ その他

※申請書類は、奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課のホームページからダウンロードして提出してください。

※建設業・契約管理課ホームページ↓

<http://www.pref.nara.jp/14616.htm>

※申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求めるとともに立入調査を行うことがあります。

※建設工事の適正な施工の確保等のために県が必要と認めた場合には、建設業法に基づく立入調査を行います。

※奈良県が保有する債権（県税等）及び消費税の滞納者は入札参加資格を得ることができません。

※記入上の注意（県内本店建設業者用）をよくお読みください。

※建設工事入札参加資格審査申請書（様式1）の本社内容の欄に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

※本申請において補正指示を受けた者は、その指示期日までに補正等をされない場合は登録されません。

記入上の注意（県内本店建設業者用）

共通事項

- ① 様式は奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課ホームページからダウンロードしてご利用ください。
- ② 記入には、**黒色**の万年筆又はボールペンを使用し、かい書で丁寧に記入してください。（ワープロ打ち可。）（様式1については下記1（1）記入方法によってください。）

1 建設工事入札参加資格審査申請書（様式1）

（1）記入方法

○前回到引き続き申請される方

黒の万年筆又はボールペンを使用し、かい書で丁寧に記入してください（ワープロ打ち可）。

ただし、「本社内容」について、平成29年度入札参加資格業者名簿の登録内容と内容が異なる場合は該当部分のみを赤（他の箇所は黒）で記入するとともに、様式1の中段にあるチェックボックスにチェックを入れてください（平成29年度名簿の変更届が未提出の場合は別途変更届を提出してください。）。

○初めて申請する場合等上記以外の場合

・**黒**の万年筆又はボールペンを使用し、かい書で丁寧に記入してください（ワープロ打ち可）。また、右上の新規申請者欄に○をつけてください。

（2）記入上の注意（記載例にならって記入してください）

以下、①～⑩は全ての方がご確認ください。

申請書の 項目番号	注意事項	対応する 提出書類 番号
①	申請年月日は申請書類の提出日を記入してください。	—
②	「許可番号」欄には、経審総合評定値通知書に記載の許可番号（経審総合評定値通知書を受領後に変わっている場合は、変更後の許可番号）を記入してください。 「許可種別」欄には、経審総合評定値通知書に記載の土木一式、建築一式、舗装の許可区分（「特定」か「一般」）にそれぞれ○をつけてください。	
③	「資本金」欄には、経審総合評定値通知書に記載の資本金額を記入してください。	
④	「業者番号」欄、「受付番号」欄には何も記入しないでください。	
⑤	「商号又は名称」欄で株式会社等法人の種類を表す場合は、（株）・（有）等の略号を用いてください。	
⑥	「代表者氏名」欄は、苗字と名前の間を1文字分空けて記入してください。「代表者氏名」欄横の印欄に代表者の印を 押印 してください。（実印・使用印いずれでも可。）	

⑦	電話番号は、市外局番・局番・番号をそれぞれ「-（ハイフン）」で区切ってください。郵便番号も同様に「-（ハイフン）」を用いてください。	
⑧	住所コードは、別紙住所コード表の住所コードを記入してください。	
⑨	「土木施設除草業務の登録希望」欄には、土木施設除草業務の登録を併せて希望する場合には「有」に、土木施設除草業務の登録を希望しない場合は「無」に○をつけてください。 「有」に○をつけられた場合、別途土木施設除草業務の申請書を提出いただく必要はありません。	
⑩	「希望する業種」欄には、入札参加資格者名簿に登録を希望する工事種別を6業種以内で記入してください。希望する業種は別紙「平成30・31年度入札参加資格審査申請の工事種別について」、「申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧」、「申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧(その他)」を参照のうえ、それに記載の「申請工事種別」の中から申請してください。希望する工事種別と番号が一致しているか注意してください。 ※ 「とび、土工、コンクリート工事」の許可に対応した業種を申請する場合は、経審総合評定値通知書の「とび・土工・コンクリート」の平均完成工事高に1以上の数字が計上されていることが必要です。（「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の平均完成工事高の数字は関係ありません。） ※ 「その他(解体、撤去工事)」の業種を希望する場合で「解体工事」の許可を保有していない方は当該業種の登録は平成31年5月31日までとなります。 ただし、平成31年5月31日までに「解体工事」の業許可を取得した場合は、引き続き平成31年6月1日以降も登録されます。（平成31年6月1日に許可の保有が確認できない場合は登録を取消します。）	—

以下、⑪～⑳については、土木一式、建築一式、舗装のいずれかの業種を申請される方のみご確認ください。

申請書の項目番号	注意事項	対応する提出書類番号
⑪	「有形固定資産」欄には、上記表中における提出書類番号4の経審総合評定値通知書の基礎となった決算変更届(上記表中における提示書類)の添付書類である貸借対照表に記載の「機械・運搬具」と「工具器具・備品」の減価償却後の額を転記してください。	提示書類
⑫	「障害者雇用」の「法定人数」欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律により「障害者雇用状況報告書」の提出が義務づけられている場合には、法定雇用障害者数を、また、提出が義務づけられていない場合には、「0」を記入してください。 また、「雇用人数」欄には、平成30年4月1日現在における常用労働者(平成30年4月1日現在1年以上継続して雇用されている者をいいます。)である障害者の人数を記入してください。なお、「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に定める「身体障害者」、「知的障害者」又は「精神障害者」をいいます。	10

<p>⑬</p>	<p>「技術職員(格付基準)」欄には、経審の審査基準日における技術職員数(以下(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、経審総合評定値通知書に記載されている技術職員数とは異なることがあります。)を業種毎に記載してください。様式3を提出する場合は、様式3の各許可種別に係る「現在の状況」の技術者数を記載してください。</p> <p>(ア)入札参加資格申請日以前3か月以上常時雇用している技術職員がいるにもかかわらず、経審では審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用が必要なため、経審の技術職員名簿に記載されていない場合<格付基準においては、審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用は関係ありません。></p> <p>(イ)経審の審査基準日において、直接的・恒常的雇用関係のある技術職員が資格を保有しているにもかかわらず、経審では2業種までの申請となるため、経審総合評定値通知書に反映していない場合<格付基準においては、2業種を超えるものも技術職員数に計上します。></p> <p>(ウ)経審の審査基準日以前6か月を超える直接的・恒常的雇用関係のある技術職員がいたが、入札参加資格申請時点において既に退職している場合</p>	<p>8</p>
<p>⑭</p>	<p>「技術職員(主観点)」欄には、上記表中における提出書類番号4の経審総合評定値通知書の基礎となった「技術職員名簿(上記表中における提出書類番号5)」に記載されている者(入札参加資格申請時点に在籍している者に限る。)について、1級土木施工管理技士等、2級土木施工管理技士等、一定以上の実務経験を有する者の人数をそれに該当する欄に記載してください。</p> <p>同一の技術職員が複数の資格を有する場合は、最も加点が高い資格に対してのみ該当する欄に記載してください。</p> <p>例えば、技術職員名簿に1名の記載(入札参加資格申請時においても在籍)があり、当該者が2級土木施工管理技士と1級建築士の資格を保有している場合は、「1級」欄には「1」、「2級」欄は「0」、「実務経験」欄には「0」と記載してください。</p> <p>「技術職員名簿」に記載されている者が、「技術職員名簿」に記入のある資格より高い主観点の加点となる資格を保有する場合は、当該資格に係る主観点の加点となります。当該資格を保有していることが確認できる書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1級土木施工管理技士等」とは、1級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、1級建築士、国土交通大臣の特別認定者(土木工事業、建築工事業又はほ装工事業に限ります。)をさします。 ・「2級土木施工管理技士等」とは、2級建設機械施工技士、2級土木施工管理技士(土木)、2級建築施工管理技士(建築)、2級建築士をさします。 ・「一定以上の実務経験を有する者」とは建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者をさします。 	<p>5</p>

⑮	「CPDS・CPD」の「土木・舗装」欄には、上記表中の提出書類番号4の経審総合評定値通知書の基礎となった「技術職員名簿(上記表中における提出書類番号5)」に記載されている者(入札参加資格申請時点に在籍している者に限る)に係る「学習履歴証明書((一社)全国土木施工管理技士会連合会が発行したもの。平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間に受講したものに限る。)」(各講習会の主催者が発行した受講証明書は不可)に記載されているCPDSの取得ユニット数の合計値を記載してください。	11
⑯	「CPDS・CPD」の「建築」欄には、上記表中の提出書類番号4の経審総合評定値通知書の基礎となった「技術職員名簿(上記表中における提出書類番号5)」に記載されている者(入札参加資格申請時点に在籍している者に限る)に係る「CPD実績証明書(建築CPD運営会議及び建築CPD運営会議に参加する団体((一社)奈良県建築士会等)のうち1団体が発行したもの。平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間に受講したものに限る。)」(各講習会の主催者が発行した受講証明書は不可)に記載されているCPDの取得単位数の合計値を記載してください。	11
⑰	「緊急維持・雪寒」欄には、緊急維持業務又は雪寒対策業務に係る奈良県の土木事務所を相手方とする契約において、その契約日が平成28年1月1日から平成29年12月31日までの間となる契約件数を記載してください。	12
⑱	「表彰等(ア)」欄及び「表彰等(イ)」欄には、以下の(ア)又は(イ)に該当する方はそれぞれの欄に○印を付けてください。 (ア)平成28年1月1日から平成29年12月31日までの期間に、建設業界の発展に貢献したこと等により、叙勲又は褒章を受けた者及びその者が代表する法人、並びに国土交通大臣等又は奈良県知事の表彰を受けた法人若しくは個人 (イ)平成28年1月1日から平成29年12月31日までの期間に、奈良県発注工事において、工事成績が優秀で奈良県から表彰を受けた者	13
⑲	「暴力団排除」欄には、平成26年1月1日から平成30年3月31日までの間に公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習を会社の代表者(例えば、法人における代表取締役)が受講した場合には○印を付けてください。	14
⑳	「労働福祉」欄には、退職一時金制度と企業年金制度の両方を導入又は加入している方は○印を付けてください。	15
㉑	「災害協定」欄には、入札参加資格申請時点において奈良県と災害協定を締結している団体の会員となっている方は○印を付けてください。	16(1)
㉒	「災害出動」欄には、平成28年1月1日から平成29年12月31日までの間において、奈良県との災害協定に基づき災害時(鳥インフルエンザ・口蹄疫等の家畜伝染病を含む。)に対応した方は○印を付けてください。	16(2)
㉓	「資格取得」欄には、評価対象者のうち、入札参加資格審査申請時点前2年間に土木施工管理技士等の資格を新たに取得した者がいる場合は○印を付けてください。 また、当該資格取得者が若年職員(資格取得日時時点で35歳未満)又は女性職員の場合は◎印を付けてください。 ただし、評価対象者が10名を超えていて、資格取得者数が2名未満の場合は空欄にしてください。	17

②④	「社員・シャイン」欄には、入札参加資格審査申請時点において、奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録をしている方は○印を付けてください。	18
②⑤	「保護観察」の「登録」欄には、入札参加資格審査申請時点において、協力雇用主登録をしている方は○印を付けてください。	19
②⑥	「保護観察」の「雇用」欄には、平成 28 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間において、更生保護法第 48 条に規定する保護観察中の者又は同法 88 条に規定する更生緊急保護中の者を雇用している方は○印を付けてください。	19
②⑦	「労災防止協会」欄には、入札参加資格審査申請時点において、建設労働災害防止協会に加入している方は○印を付けてください。	20
②⑧	「舗装A希望」欄は、舗装の業種を希望する場合で、格付け基準表において、A等級の条件を満たす方は○印を付けてください。	21

2 社会保険等適用除外誓約書（様式 2-2）※該当者のみ

- ① 内容をご確認の上、提出年月日、商号又は名称、代表者氏名、社会保険等適用除外の理由を記入し、押印の上、必ず提出してください。
- ② 押印は、代表者の印であることがわかるものを使用してください。（実印・使用印いずれでも可。様式 1 に押印した印鑑と同じものを使用してください。